

反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有に反対する会長声明

1 「反撃能力」とは

- (1) 政府は、2022年12月16日、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画（以下、「安保関連3文書」という。）を閣議決定した。この中で、政府は、防衛力の抜本的強化を図るとし、「相手からミサイルによる攻撃がなされた場合、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手方からの更なる武力攻撃を防ぐために、我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力」を保有する方針を明記した。
- (2) 従来、ミサイルにより相手の領域に反撃を加える能力は「敵基地攻撃能力」として議論されてきた。「反撃能力」はその延長にあるが、「敵基地攻撃能力」では反撃対象は「敵基地」とされてきたのに対し、「反撃能力」では敵基地だけでなく「指揮命令系統等」も含むことになる（自由民主党2022年4月26日「新たな国家安全保障の策定に向けた提言」参照。）
- (3) また、安保関連3文書では、「反撃能力」を保有することにより「武力攻撃そのものを抑止する。その上で、万一、相手からミサイルが発射される際にも、ミサイル防衛により、飛来するミサイルを防ぎつつ、反撃能力により相手からの更なる武力攻撃を防（ぐ）」としており、抑止力だけでなく相手国の領域への攻撃を想定している。

2 「反撃能力」は憲法9条違反

このような「反撃能力」ないし「敵基地攻撃能力」（以下、併せて「反撃能力（敵基地攻撃能力）」という。）を保有することは、「専守防衛」の範囲を逸脱するものであり、戦力不保持を規定した日本国憲法9条2項に反し許されない。

従来、我が国は、憲法9条を踏まえ、1972年の政府見解において、自衛権の行使が許される場合を、①我が国が武力攻撃を受けたこと、②他に取るべき手段がないこと、③必要最小限度であること（自衛権行使3原則）に限定し、自衛隊の行動範囲を日本の領域及び必要な範囲の公海・公空に限定してきた（専守防衛政策）。

また、政府は、「性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器（例えばICBM、長距離核戦略爆撃機、長距離戦略爆撃機、あるいは攻撃型空母等）を保有することは、これにより

直ちに自衛のための必要最小限度を超えることになるから、いかなる場合にも許されない。」（1988.4.6 参議院予算委員会瓦防衛庁長官答弁）として、その保有を否定してきた。

こうした政府見解に照らせば、「反撃能力（敵基地攻撃能力）」の保有は、相手国の領域に直接的な脅威を与える攻撃的兵器の保有として憲法9条2項の禁止する「戦力」の保持に当たることは明らかである。

3 集団的自衛権の行使では「反撃」は先制攻撃になりかねない

安保関連3文書は、「反撃能力」について「武力行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置」であるとし、「この反撃能力は、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力行使の三要件を満たして初めて行使され、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないことはいうまでもない。」とする。

しかしながら、政府のいう「自衛の措置」とは、2014年7月1日の閣議決定による集団的自衛権の行使容認、及び、2015年成立の安全保障関連法制により、個別的自衛権のみならず集団的自衛権の行使が含まれると解釈され、我が国が攻撃されなくても我が国と密接な関係にある他国が攻撃を受けた場合に我が国が攻撃されたものと同視して武力攻撃を認める「武力行使の新三要件」に基づいて判断されることになる。

したがって、我が国が攻撃を受けていないにもかかわらず他国の領域にミサイル攻撃を行う場合も否定できず、その場合には先制攻撃となってしまう。

4 「反撃能力（敵基地攻撃能力）」は戦争に道を開く

このように、「反撃能力（敵基地攻撃能力）」の保有は、憲法9条の下で辛うじて認められてきた専守防衛を逸脱し、また、相手国の領域に直接的な被害を与える攻撃的兵器の保有として「戦力」の保持に該当するもので、憲法9条2項に違反することは明らかであり、同条1項の禁止する「武力による威嚇または武力の行使」にもなりかねない。

しかも、安全保障法制が施行されている現在、我が国が他国から武力攻撃を受けていないにもかかわらず、密接関係国が武力攻撃を受け、それを政府が「存立危機事態」と判断すれば、集団的自衛権の行使によって他国を攻撃することになり、我が国が戦争に突入してしまう危険が増大する。また、相手国領域内の基地や指揮統制機能等を直接攻撃した場合には、当

然に相手国の反撃を招き、多大な国民の犠牲と広範な国土の荒廃という結果をもたらす。そのような危険を招来しかねない反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有は、日本国憲法前文及び第9条で掲げる恒久平和主義の原理と相容れないことは明らかである。

ロシアによるウクライナ侵攻によって、ウクライナでは子どもを含む多数の国民に犠牲者が出ているという実態こそが戦争の真実である。先制であれ自衛であれ、武力行使の応酬では国民の生命・自由・財産を守ることにはできない。日本国憲法の恒久平和主義はこのような戦争の悲惨な実態を踏まえて確定されたものであることを改めて想起すべきである。

5 結語

政府は、2014年7月1日閣議決定により、憲法9条に反し許されないとしてきた従来の政府解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認し、集団的自衛権行使を含む安全保障関連法案を国会に提出し、国会は、これを2015年9月19日成立させ、日本国憲法の恒久平和主義と立憲主義をなし崩しにしてきた。

これに対し、当会は、恒久平和主義及び立憲主義の見地から、集団的自衛権の行使容認は憲法に反し許されない旨の会長声明を幾度も発出し、日本弁護士連合会及び全国の弁護士会とともに、政府及び国会に対し、立憲主義及び恒久平和主義の堅持を求めてきた。

今般の安保関連3文書は、恒久平和主義及び立憲主義をさらに骨抜きにするものであり、安保関連3文書による「反撃能力（敵基地攻撃能力）」の保有は、専守防衛の範囲を超えて憲法9条2項の禁止する「戦力」を保持することにほかならず、また、集団的自衛権の行使に用いられる可能性があり、政府の行為により再び戦争の惨禍が起きることに道を開きかねない。

よって、当会は、恒久平和主義及び立憲主義を堅持する立場から、安保関連3文書による反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有に強く反対するものである。

2023年（令和5年）6月27日

千葉県弁護士会

会 長 菊 地 秀 樹